

厚生労働省告示第二百六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から適用する。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

【省略・新旧対照表を参照のこと】

厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者(平成十一年厚生省告示第九十六号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者</p> <p>一 国</p> <p>二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人</p> <p>三 日本赤十字社</p> <p>四 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会</p> <p>五 健康保険組合及び健康保険組合連合会</p> <p>六 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三条第一項に規定する国家公務員共済組合及び同法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合並びに地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第百五十二号)第三条第一項に規定する地方公務員共済組合及び同法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会</p> <p>七 日本私立学校振興・共済事業団</p> <p>八 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会</p> <p>九 社団法人全国社会保険協会連合会</p> <p>十 厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者(厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。)</p> <p>十一 厚生労働大臣が別に定める者</p>	<p>厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者</p> <p>一 国</p> <p>二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人</p> <p>三 日本赤十字社</p> <p>四 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会</p> <p>五 健康保険組合及び健康保険組合連合会</p> <p>六 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三条第一項に規定する国家公務員共済組合及び同法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合並びに地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第百五十二号)第三条第一項に規定する地方公務員共済組合及び同法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会</p> <p>七 日本私立学校振興・共済事業団</p> <p>八 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会</p> <p>九 社団法人全国社会保険協会連合会</p> <p>十 厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者(厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。)</p>